

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団

経営戦略プラン

平成26年3月

経営戦略プラン

【目次】

I はじめに.....	1
1 財団の沿革.....	1
2 財団の概要.....	2
3 経営改善に向けたこれまでの取り組み.....	4
4 今後の課題.....	5
5 経営戦略プランの必要性.....	5
II 経営理念と経営戦略方針.....	6
1 財団の経営理念.....	6
2 経営目標（ビジョン）.....	6
3 行動規範（活動指針）.....	6
III 計画期間.....	7
IV 戦略目標.....	7
V 個別戦略.....	8
1 自主的・自立的な経営の推進.....	8
2 効率的な施設管理と新規・既存事業の推進.....	9
3 継続的な指定管理への対応.....	16
4 優れた人材（財）育成と確保.....	16
参考資料.....	18



I はじめに

1 財団の沿革

当財団は、平成23年4月1日に、財団法人龍ヶ崎市開発公社、財団法人龍ヶ崎市文化振興事業団及び財団法人龍ヶ崎市農業公社の3法人の合併に伴い、設立しました。この合併は、財団法人龍ヶ崎市開発公社を母体として、合併にあわせ団体の名称を「財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団」に改めました。



当財団の母体である龍ヶ崎市開発公社は、昭和35年12月に「国及び地方公共団体の総合開発計画に基づき龍ヶ崎市内の土地資源及び水資源等の総合開発利用を促進し、諸産業の振興発展に努め、市民生活の向上に寄与する」ことを目的に設立されました。以来、設立から53年間、竜ヶ崎ニュータウン開発事業用地の先行取得、工業用地の先行取得によるオカモト(株)、大和ハウス工業(株)に代表される企業誘致、さらには奈戸岡地区に建設された公営住宅用地を提供し、また南中島町中島前、佐貫町浅間ヶ浦などに宅地分譲を行うなど、龍ヶ崎市のまちづくりに多大な貢献をしてまいりました。しかしながら、長期にわたる景気低迷による土地価格の下落傾向や龍ヶ崎市の厳しい財政状況も重なり、従来同様の事業展開が困難な状況になりつつあります。

龍ヶ崎市文化振興事業団は、昭和60年1月に「龍ヶ崎市民の自発的、創造的な文化活動を援助するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解を深めるための文化諸事業を推進し、もって市民文化の向上と発展に寄与する」ことを目的として設立された団体であり、龍ヶ崎市、市内文化団体等と緊密に連携しつつ、市民文化の推進及び地域の文化活動等の向上に寄与してきました。また、文化会館、歴史民俗資料館を拠点として毎年、龍ヶ崎市文化の祭典、龍ヶ崎市民文化芸術フェスティバル等を開催し文化芸術の情報発信、郷土の歴史と民俗の調査研究及び企画展等を通じて、龍ヶ崎市の文化芸術活動の支援・振興及び普及啓発をしてきました。

龍ヶ崎市農業公社は、平成9年7月に「龍ヶ崎市における農業構造の改善に関する事業を行うことによって、農業の近代化と生産性の向上を図り、もって農業者の経済的・社会的地位を高めるとともに、その他必要な事業を行い、「都市近郊型農業」の実現と地域の活性化に寄与する」ことを目的として設立された団体であり、これまで農地の流動化を促進し、耕作放棄地の解消、優良農地の確保及

び面的集積を進めるとともに、関係機関・団体と連携し、認定農業者及び農作業受託組織の育成に努め、多様な担い手の確保を図り、龍ヶ崎市の一端を担い農業振興に寄与してきました。また、市民の農業への参加機会を創出し、農業への理解を深めるため、ふれあいの場として市民農園（いっ外ファーム）を提供し、利用者を対象とした栽培講習等を開催する中で、地産地消や食育を推進してきました。さらに、市民の交流施設である「湯ったり館」、また併設する運動広場等の管理運営を行い、多くの市民の方に交流の場を提供してきました。

当財団は3法人の合併により、事業規模が大きく拡大出来たことで、これまで行ってきたハード事業に加え、ソフト事業においても様々な側面から展開することにより、総合的な市民、利用者ニーズに即応出来るようになりました。なお、平成18年度から指定管理者としてそれぞれ施設管理を行ってきた「龍ヶ崎市文化会館」「龍ヶ崎市歴史民俗資料館」「龍ヶ崎市農業公園豊作村（いっ外ファーム、総合交流ターミナル、湯ったり館、運動広場）」「龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園」についても、長年にわたりその施設管理を行ってきた経験・ノウハウを活かし、合併後においても継続して指定管理者としての選定を受け、施設の効率的な管理運営と利用者サービスの向上に努めているところです。

2 財団の概要

設立年月日	昭和35年12月10日	代表者氏名	理事長 中山一生
所在地	龍ヶ崎市板橋町440番地	電話番号	代表 0297-62-2227
基本財産	68,166千円（うち市寄付金55,500千円）		
市所管課	政策推進部まちづくり推進課		
設立目的	誰もが活力あふれ健康で心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、龍ヶ崎市との緊密な連携を図り、諸産業の振興及び文化的な活動を通じた文化振興等を総合したまちづくりに関する事業を行い、もって地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。		
公益 目的 事業	事業名	概要	
	文化推進事業	広く市民を対象とする事業を展開・助成及び施設の貸与により、地域文化の推進のため公共施設等を活用した芸術文化、郷土の歴史及び民俗の普及啓発に寄与する。	
	地域交流活性化事業	公共施設等を活用した地域交流の活性化	



		事業行うことにより、まちづくりのための事業を行い、地域社会の発展と市民生活の向上に寄与する。
	地域振興活性化事業	龍ヶ崎市と連携を図り地域振興に関する事業を展開し、諸産業の活性化又はまちづくりのための事業を行い地域社会の発展と市民生活の向上に寄与する。
収益事業	不動産事業	龍ヶ崎市の依頼により先行取得した公共用地等を市が取得するまでの間、暫定的に財団の土地を有効活用し龍ヶ崎市等へ有償貸付けを行う。また、自動車等の駐車場として整備し広く一般市民等へ有償で貸付ける。
	公益目的外貸与事業等	不特定多数の者が広く様々な情報を得て公益目的事業が推進されるよう、企業や営利団体等へも施設の会議室を貸与する。また、利用者の利便性を考慮し、清涼飲料水等の自動販売機を設置する。
役職員等数 (H25.4.1)	評議員	8名 (全て非常勤)
	理事及び監事	10名 (うち常勤1名)
	職員	59名 (うち嘱託員40名)
		H24 年度決算額
龍ヶ崎市からの収入	指定管理料収入	258,911 千円
	補助金収入	26,780 千円
	受託収入	5,722 千円
正味財産増減計算書	経常収益	398,283 千円
	経常費用	418,786 千円
	経常外費用	85 千円
	当期正味財産増減額	△20,587 千円
貸借対照表	資産合計	1,064,798 千円
	負債合計	172,603 千円
	正味財産合計	892,195 千円

3 経営改善に向けたこれまでの取り組み

経営改善の取り組みについては、平成15年度に龍ヶ崎市開発公社が「今後の運営に関する検討報告書」（平成15～24年度）を策定し、平成20年度には3法人が「経営改善計画」（平成21～23年度）を策定してきました。この間、龍ヶ崎市のまちづくりのための各種事業の見直しをはじめ、これまでの実績及び事業PRの強化、また組織・人事等の改善にも取り組み職員給与の5%減を行うなど支出削減にも取り組んでまいりました。

3法人の合併によるメリットとして、役員数の削減、総務関係及び会計処理の一元化などを行い、財政面での龍ヶ崎市への依存体質の改善を図るとともに、新たな財源開拓と利用者ニーズに即した収益事業を展開することにより、自主財源の確保に努めてきました。また、合併による効果として、公益目的事業（文化推進事業、地域交流活性化事業、地域振興活性化事業）を安定化させることができ、公益法人制度に即した継続的な事業運営を図ることが出来ることとなりました。

さらに、人事評価制度をはじめとする人材育成の推進や人事異動等による職員のスキルアップを図り、これまで固定化されてきた組織人事の改善にも努めてきました。

<経営改善に関するこれまでの主な取組>

○事業に関すること

- ・ 先行取得した土地の取扱い
- ・ 施設の開館時間の見直し
- ・ 施設の有効活用
- ・ 小中学生への学習の場としての提供
- ・ 農地保有合理化事業
- ・ 龍ヶ崎市農産物のブランド化の推進 など

○組織、人事、給与に関すること

- ・ 組織の見直し
- ・ 人事評価制度の導入
- ・ 職員研修の充実
- ・ 給与の見直し

○経営に関すること

- ・ ホームページの充実
- ・ 資産の見直し
- ・ 施設利用者の確保

※詳細は、18ページの参考資料を参照



4 今後の課題

現在においても龍ヶ崎市から人的及び財政的支援を受けている状況で、国の公益法人制度改革、市の外郭団体の見直し、指定管理者制度の導入など、財団を取り巻く環境は厳しさを増しており、このような外部環境の変化に対して、迅速かつ的確に対応し、人材面、財務面において、これまで以上に、財団の自主性・自立性を発揮していくことが必要です。また、当財団は指定管理者として各施設の管理運営を行いながら、各種自主事業を展開している関係上、今後においても指定管理者の再指定は最重要課題となります。

5 経営戦略プランの必要性

当財団の定款には「誰もが活力あふれ健康で心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、龍ヶ崎市との緊密な連携を図り、諸産業の振興及び文化的な活動を通じた文化振興等を総合したまちづくりに関する事業を行い、もって地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定されています。これに基づき、龍ヶ崎市と連携し、これまで市の施設管理を行いつつ財団保有の資産等を活用しながら各種事業に取り組み、豊かな地域経済、文化の推進等に貢献し評価を得てきたところです。

こうした中で、地方自治法改正に伴う指定管理者制度の導入により、平成18年4月よりそれまで管理運営してきた各施設の龍ヶ崎市文化会館、龍ヶ崎市歴史民俗資料館、龍ヶ崎市農業公園豊作村（レンタルファーム、総合交流ターミナル、湯ったり館、運動広場）、龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園については、原則期限付きで管理することとなり、財団の主要事業自体に大きな影響を及ぼすことになりました。また近年では、公益法人制度改革による公益法人格の再取得等々、社会環境の変化に対応する施策や時代の要請による大きな転換期を迎え、様々な対応が求められています。

こうしたことから、財団の取り巻く環境変化を踏まえ、これまでの実績を振り返りながら、今後の改善策などを的確に捉え財団の進むべき方向性を定め、戦略的な事業活動を行うとともに、安定的に持続可能な法人運営につなげるためこの経営戦略プランを定めることとします。

II 経営理念と経営戦略方針

1 財団の経営理念

当財団は龍ヶ崎市と連携を深め、誰もが活力あふれ健康で心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、自立経営に向けた財団運営に努め、地域社会から信頼される創造性豊かな公益法人を目指します。

2 経営目標（ビジョン）

私たちは、お客様及び地域社会から必要とされる存在として確固たる地位を築きます。

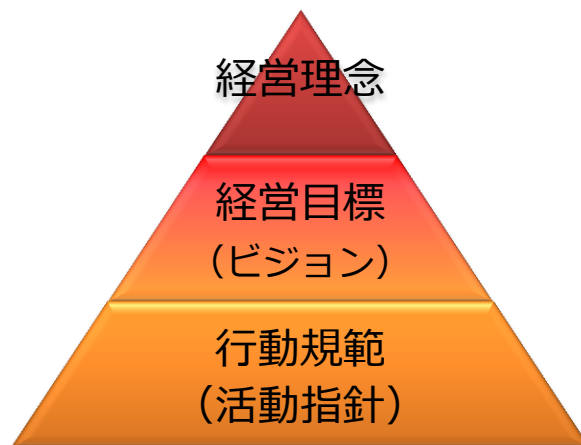
また、これまでの培ってきた知識や施設管理ノウハウを活かし、指定管理者の再選定に適切に対応していきます。併せて持続可能な組織を目指し、全ての職員の意識改革を図り、顧客満足度を大きく上げられるような人材育成と、収益並びに財務基盤の充実を図り、時代のニーズを先取りした質の高いサービスを提供する地域密着の組織基盤の確立を目指します。

- (1) 自立するための法人経営を目指します。
- (2) お客様満足度の向上を図ります。
- (3) まちづくりを推進し地域との共生を図ります。
- (4) 全職員が魅力あふれる人材（財）となるよう育成を強化します。

3 行動規範（活動指針）

公益財団法人として、社会的使命を常に念頭に置き、公平で透明性のある事業運営に努め、経営目標（ビジョン）を達成するために行動規範を定めます。

- (1) 法令・規程等を遵守します。
- (2) 進取の精神を持ち、チャレンジと創造を追及します。
- (3) 迅速に行動し、真心、感謝、親切の心で対応します。
- (4) 常に笑顔で対応し、自己啓発、自己研鑽に努め、常に自身のスキルアップに努めます。





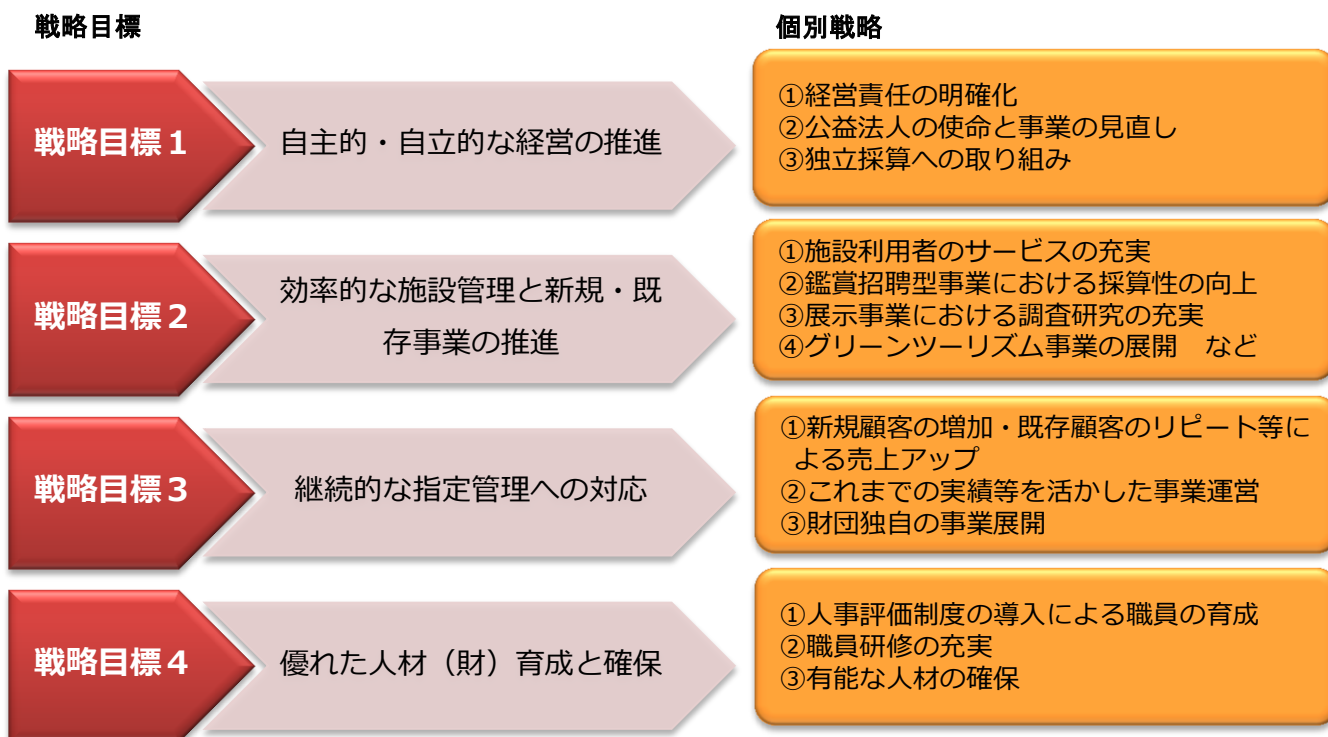
Ⅲ 計画期間

平成26年度～平成28年度

Ⅳ 戦略目標

次に掲げる4つを今後財団の戦略目標とします。

- (1) 自主的・自立的な経営の推進
- (2) 効率的な施設管理と新規・既存事業の推進
- (3) 継続的な指定管理への対応
- (4) 優れた人材（財）育成と確保



V 個別戦略

1 自主的・自立的な経営の推進

◆現状

これまで財団の経営には、財団設立に深く関わっている市との連携が必要不可欠であり、市の人的及び財政的支援を受けながら財団運営を行ってきたところがあります。しかしながら、近年の社会情勢に鑑み、今後は財団が自立した経営を目指して、自らが考え、行動し、問題を解決し、前進していくことが必要と考えます。

◆取組内容

今後の取組

- ①経営責任の明確化
- ②公益法人の使命と事業の見直し
- ③独立採算への取り組み

- ・法令等に基づき開示している財務諸表等のほか、中長期計画や議事録、自主事業情報等も開示し、積極的に財団の活動状況を周知していきます。
- ・本財団の経営力向上を目的として、流通経済大学との連携等による効果的な新規研修を実施します。
- ・本財団の実施事業が設立趣旨に合致しているか等について、検証を行うとともに、効率性、効果性、緊急性等の観点による事業の総点検を行い、廃止も含めて事業を見直していきます。
- ・事務スペースの間引き照明等による徹底した節電や委託業務の内容見直しによる合理化等を通して、経常経費の縮減を図ります。
- ・本財団の経営安定化に向け、本財団が有する不動産等の財産を有効活用し、採算性を十分考慮した新たな収益事業を検討・実施していくことで、自主財源の確保を図ります。

【役職員数の推移】

	平成24年4月	平成28年4月	差異 (B) - (A)
	人数(A)	人数(B)	
役員	17	10	△7
評議員	15	8	△7



職員※	20	19	△1
-----	----	----	----

※職員についてはプロパーのみ

2 効率的な施設管理と新規・既存事業の推進

(1) 文化会館

◆現状

当財団は、文化会館の設置目的である「地域社会の芸術文化の向上を図ること」を踏まえ、利用者サービスの向上と経費節減に努め、効果的な管理運営を行っており、長年にわたる管理運営経験の中での高い専門性、利用者からの信頼、市民との協働で構築してきた人的ネットワークを基にまちづくりにおける芸術文化の振興、文化の普及啓発に努めています。



当該施設は県内類似施設の中では稼働率も高く、公益目的の施設貸与、市民団体と協働する文化事業や当財団の主催する鑑賞招聘型事業等々広く市民の方々に鑑賞の機会を提供しています。さらに、まちづくりにおける文化の普及啓発を図る参加・育成型の事業を展開することが重要と考えます。

◆取組内容

今後の取組

- ①施設利用者のサービスの充実
- ②鑑賞招聘型事業における採算性の向上
- ③地域文化の育成と普及啓発活動の活性化

- ・施設利用者の満足度を把握するとともに、今後のよりよいサービス提供に向けた参考としていくため、毎年度、アンケート調査を実施します。アンケート調査は、施設利用者の他、イベント来場者やフレンド会員も対象とする等、様々な視点から満足度を計っていきます。
- ・利用者の利便性向上に向けて、チケット料金の郵便振替やコンビニ払い、宅配代引き等、様々な手法について検討し、実施していきます。
- ・公演委託業者との公演委託料の交渉やチケット販売数の増加に向けた取組

みを通じて、公演委託事業の実施に係る収支差額の縮減を図ります。また、「文化の祭典」や「文化芸術フェスティバル」、「龍ぼん祭」において、イベントプログラム等に有料の広告掲載欄等を設け、協賛企業を募集していくことで、イベント開催に係る収支差額の縮減を図ります。

- ビッグアーティストのライブ等を身近な場所で臨場感を味わいながら、鑑賞できる機会を提供するため、文化会館の大型スクリーンや音響施設を活用した「ライブビューイング」を検討・実施します。
- 現在、土浦市民会館外 2 か所で行っているチケット委託販売か所数を増加することで、チケットの販路拡大を図ります。
- これまで本財団の主催事業に限定し行っていたチケット販売について、自主財源確保の観点から、他団体の主催事業に係るチケット販売の受託を検討し、実施していきます。
- 芸術・文化への意識醸成の一環として、作品創作講習会を開講します。また、芸術・文化に関するワークショップを開催し、意見を徴収していくことで、ニーズの把握に努めます。
- 文化活動団体の育成の一環として、「お琴の演奏会」や「第九演奏会」等を開催し、活動の成果が発表できる機会を創出していくとともに、効果的支援策について検討します。
- 龍ヶ崎市の代表的なご当地ソング「龍ヶ崎錦」、「RYUとぴあ音頭」等の舞踊講習会を開催し、龍ヶ崎市の伝統芸能等を継承する人材の育成を図ります。
- 歴史民俗資料館で実施している博物館見学会に加えて、美術館見学会を開催し、優れた芸術・文化に気軽に触れることができる機会を提供します。

(2) 歴史民俗資料館

◆現状

当財団は、歴史民俗資料館の設置目的である「本市に係る考古、歴史及び民俗等の資料の収集、保存及び展示等により郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解を深め、文化の振興を図ること」を踏まえ、利用者サービスの向上と経費節減に努め、効果的な管理運営を行っており、長年にわたる管理運営経験の中での郷土資料に対する高い専門性、資料所蔵者や市民と構築してきた人的ネットワークを基にまちづくりにおける郷土の歴史及び民俗に対する普及啓発に





努めています。

当該施設は県内の市町村類似施設の中でも年間入場者数は多く、広く市民を対象に見て学ぶ生涯学習の場として展示事業、講座や体験教室等の学習機会に応える普及事業を提供しています。さらに、まちづくりにおける歴史文化の普及啓発を図る参加・体験型の事業を増やすことが生涯学習施設として重要と考えます。

◆取組内容

今後の取組

- ①展示事業における調査研究の充実
- ②普及事業の充実と地域伝統文化の普及啓発

- ・施設利用者の満足度を把握するとともに、今後のよりよいサービス提供に向けた参考としていくため、毎年度、アンケート調査を実施します。また、アンケート調査の際には、展示内容に関する調査項目を設けて、市民ニーズを把握し、今後の展示事業への活用を図ります。
- ・郷土を再発見するため市内の旧所名跡沿いに設定している、歴史散歩コースの見直しを行い、新たなコースを設定します。
- ・若年層の来館者の増加に向けて、小中学生を対象とした歴史や郷土に関する夏休みの自由研究テーマを提供するとともに、染織教室や郷土史講演会、竹細工づくり教室等を開催します。
- ・資料館ボランティアと連携しながら、これまで本館で開催してきた各教室の内容や参加料等の検証や見直しを行うことで、一層の充実を図ります。
- ・平成 25 年度に新たな試みとして開催した「歴民まつり」「郷土史基礎講座」の内容を検証し、さらなる充実に努めながら、平成 26 年度から本格実施へと移行していきます。
- ・これまで貸出ししていなかった「企画展示室」を企画展未実施時に限定して開放し、市民団体等による作品発表の場として提供します。

(3) 農業公園豊作村（レンタルファーム、総合交流ターミナル）及び龍ヶ岡市民農園

◆現状

当該施設は、自然豊かな環境に位置し、市民に潤いと安らぎを提供出来る場となっており、農業体験活動としてのレンタルファームの貸出しや農村文化を体験出来るカルチャー教室の実施を通して、農業への理解を深め関心を

持っていただくことを目指しています。

また、龍ヶ崎産の農産物や物産品のPRと販売を通し、地域産業振興を支援し地産地消を拡大する生産者と消費者をつなぐ交流の場の提供を行っています。

さらには、龍ヶ崎市から農地利用集積円滑化団体として承認を受け、農地の集積化を行い、地域農業の振興と活性化の役割を担っております。



今後も龍ヶ崎市における農業を活性化するため、さらに消費者の農業への理解と関心を深め地産地消を進めることはもちろんのこと、担い手不足による耕作放棄地の解消を進めることにより、地域の担い手農家へ農地の集積を促進し、生産者の経営規模拡大を図るなど、生産性が上がり効率的な農業を目指すための補完的役割を果たしていく必要性があります。

◆取組内容

今後の取組

農業公園豊作村（レンタルファーム、総合交流ターミナル）

- ①体験型カルチャー教室の充実
- ②グリーンツーリズム事業の展開
- ③計画生産販売による収益増と顧客の拡大
- ④地域物産品の振興支援
- ⑤地域農業振興
- ⑥農業公園利用向上に向けた新規事業の実施

龍ヶ岡市民農園

- ①施設利用者の満足度把握
- ②市民農園管理の充実

<農業公園豊作村（レンタルファーム、総合交流ターミナル）>

- ・施設利用者の満足度を把握するとともに、今後のよりよいサービス提供に向けた参考としていくため、毎年度、アンケート調査を実施します。アンケート調査は、施設利用者その他、イベント来場者も対象とする等、様々な視点から満足度を計っていきます。



- 好評の手打ちそば教室のメニューとして、新たに韃靼そばや十割そばを加えることで、事業の拡充を図ります。また、塩麴づくり教室等、トレンドやニーズに合った教室を検討・開講していきます。
- じゃがいもやさつまいも堀等の既存の収穫体験のほか、落花生等、市の代表的な農産品のブランド力向上を視野に入れたグリーンツーリズムを実施し、龍ヶ崎市の施策推進に貢献していきます。
- 本財団が生産販売する花や野菜苗の過去の売上状況等を分析し、顧客ニーズに合った計画生産を行うことで、一層の売上額の増加を図るとともに、売れ残りによるロス等の縮減を図ります。
- 地元農産品のPRや生産者と消費者との交流を目的として展開してきた「たつのこマルシェ」のさらなる活性化に向け、出店者数の増加を図るとともに、「たつのこマルシェ」に関するPR活動を強化します。
- 本市の基幹産業である農業のさらなる活性化に向け、農地規模拡大を希望する農業者への新たな支援策を検討・実施します。
- 豊作村のPRと活性化を目的として、農業ゾーンの「ふれあい広場」を活用し、新規に「グランドゴルフ大会」を開催します。また、これ以外のイベントについても順次、検討・開催していきます。

<龍ヶ岡市民農園>

- 施設利用者の満足度を把握するとともに、今後のよりよいサービス提供に向けた参考としていくため、毎年度、アンケート調査を実施します。
- レンタルファームの利用率向上に向け、PR活動を強化するとともに、農機具の充実を図ります。また、休憩所へのグリーンカーテンの設置や定期的な施設周辺の草刈りを行う等、農作業を行うに当たっての良好な環境を整備します。

(4) 農業公園豊作村（湯ったり館、運動広場）

◆現状

湯ったり館は、地域の人たちがふれあいを通して、生き生きと活力にあふれた生活を送るための交流施設として建設されました。湯ったり館は、単なる温浴施設ではなく地域の活性化を目指した交流施設であることから、財団の設立趣旨に基づき積極的に運営をしてきているところです。そして、施設の行き届いた管理と、レストラン



や野菜の直売、物産品の販売など利便性の向上はもとより、サッカー場や多目的室等の施設を活用した多くの交流事業を展開することにより好評を得ており、市内外から多くの人たちに愛され毎年20万人を超える利用者があります。

今後も多くの人の安らぎの場として、交流の場としての環境を整え、さらなる利用者へのサービス向上に向けて、努力していく必要があります。

◆取組内容

今後の取組

- ①効率的な施設運営
- ②交流事業の充実と施設内サービスの拡充
- ③職員の接遇強化と利用率及び顧客満足度の向上

- レストラン利用者数の増加に向け、本財団と関連の深い文化協会や音楽協会等に協力を依頼し、定期的な「軽食ミニコンサート」等を開催します。また、施設の有効活用の観点から、当該スペースの活用方法についても検討を行っていきます。
- 施設利用者の満足度を把握するとともに、今後のよりよいサービス提供に向けた参考としていくため、毎年度、アンケート調査を実施します。アンケート調査は、施設利用者の他、長寿会やレストラン利用者も対象とする等、様々な視点から満足度を計っていきます。
- レストランに関するアンケート調査結果を活用し、ニーズ分析をもとに品目、量、料金等を考慮しながら、購買意欲を高めるメニューを研究し、提供していきます。
- 湯ったり館内で開催する交流事業のうち、参加者の少ない教室については、内容の見直しや廃止等により、多数の参加者が見込める教室へとリニューアルします。
- 湯ったり館の利用促進とサービスの向上を図るため「食」をテーマとした湯ったり館の目玉的なイベントを開催します。
- 地域交流・活性化の観点から交流ゾーンの「運動広場」において、市内サッカースポーツ少年団を対象に開催してきたサッカー大会について、毎年近隣市町村から1～2チームに参加を呼びかける等、大会規模を拡大していきます。
- サッカー合宿等による宿泊者の利便性向上のため、新たにランドリーを設置します。



- ・職員一人ひとりが接遇を適切に理解し、実践することができるよう、接遇教育を強化していくことで、施設利用者の満足度向上を図ります。

(5) 土地資産の有効活用

◆現状

当財団が保有する土地資産は、茨城県及び龍ヶ崎市が行う道路及び公園等の市内整備や公共施設のための公共用地及びこれに伴う代替用地として取得してきたものです。しかしながら、市の財政事情による用地再取得の停滞や代替需要の減少により、財団自身で市内17カ所に長期的に土地を保有しているのが現状です。本来の目的に沿って処分出来るまでの間は、土地の有効利用を行っていく必要があります。独自の事業や有償無償の貸付けなど、それぞれの土地の特性に合った利用を行い、併せて処分の推進を図っていくことが重要と考えます。



◆取組内容

今後の取組

- ①新規の用地取得の方向性
- ②土地の処分と有効利用
- ③収益事業による財源の確保

- ・本財団が公共用地及びこれに伴う代替用地として先行取得した土地が、初期の目的に沿った処分ができず、長期保有することを回避するため、「公共用地取得に関する方針」を策定し、適切に運用していきます。また、現状では新規用地取得は行わないものとします。
- ・先行取得した土地の処分に向け、龍ヶ崎市と継続した再取得に関する協議を行っていくとともに、民間への売却や効率的な活用策等について検討していきます。
- ・本財団が佐貫駅近辺に所有する駐車場、駐輪場の利用率向上に向けて、進学を控えた学生や工業団地内企業への積極的なPRを実施し、新規利用者の獲得につなげます。
- ・現在、有人にて管理運営を行っている佐貫駅南口駐車場を機械化し、経費

面での効率化を果たすことで、利益率の向上を図ります。

3 継続的な指定管理への対応

◆現状

現在、財団が指定管理者として管理運営を行っている施設については、指定管理者制度が創設される前より管理している施設であり、財団が各種事業を実施していく上で必要不可欠な施設ですので、引き続き各施設の指定管理者として財団が管理運営を行っていきたいと考えています。それには、民間事業者との差別化を図り財団の独自性を有効的に発揮出来るか、また財団への信頼、信用を勝ち取れるかが重要な課題となります。

◆取組内容

今後の取組

- ①新規顧客の増加・既存顧客のリピート等による売上アップ
- ②これまでの実績等を活かした事業運営
- ③財団独自の事業展開

- ・新規顧客の獲得に向けては、既存の周知方法のほか、新たな媒体を積極的に活用し、施設に関するPRを強化していきます。また、適切な顧客管理を通じて、リピーター増加策についても検討・実施していきます。
- ・本財団がこれまで施設の管理運営の中で培ってきた経営ノウハウや文化協会、音楽協会等と構築してきたネットワーク等の活用策を検討・実施することで、各施設におけるサービス水準の向上を図ります。
- ・今後も継続して本財団が指定管理者として承認されるよう、民間企業ではできない、公益財団ならではの特色ある取組みについて検討・実施していきます。

4 優れた人材（財）育成と確保

◆現状

当財団を取り巻く環境は、指定管理制度の導入や規制緩和等により、新たな公共サービスの担い手として民間企業やNPO等の参入が進み、これまでも増して大きく変化しています。そこで、財団が市のまちづくりのパートナーとして無くてはならない存在となるためには、行政サービスを補完するこ



との妥当性や民間事業者と比較しての優位性を示していくことの必要性があります。さらに、公益財団法人としての運営を行うことにより、社会的信用を得ながら民間との差別化を図っていくことが求められています。

これらを実現していくためには、財団職員一人ひとりの意識改革とさらなる能力のレベルアップが要求されることは言うまでもありません。

◆取組内容

今後の取組

- ①人事評価制度の導入による職員の育成
- ②職員研修の充実
- ③有能な人材の確保

- 職員一人ひとりの能力を高め、士気を引き出していくための人材育成の手法として、人事評価制度を導入・実施していきます。
- 契約、会計、文書法制、待遇等の基礎研修や各セクション毎の専門研修の受講に関する研修計画を策定し、職員の業務遂行に必要な基礎知識や専門知識の修得を図ります。
- 平成25年度に施行された労働契約法の改正により、嘱託員等の無期労働契約への転換がなされたことを受け、有能な人材確保の観点から、嘱託員等の雇用に関する方針を策定します。

参考資料

経営改善に関するこれまでの取り組み状況

1. 事業に関すること

【先行取得した土地の取扱い】

利用している土地、未利用の土地、市の依頼により取得した土地、公共用地代替地等に分類し、今後の利用及び処分等について推進した。

市の依頼により先行取得した土地	
・ 駒馬町牛北毛 (5,809 ㎡)	売渡について市と協議継続 (現在, 市へ有償貸付け)
・ 高須町堤外 (3,615 ㎡)	売渡について市と協議継続 (現在, 市へ無償貸付け)
・ 立野 (463 ㎡)	売渡について市と協議継続
・ 大徳町上大徳 (1,663 ㎡)	売渡について市と協議継続
公募等により一般に処分する土地	
・ 佐貫町浅間ヶ浦 (177 ㎡)	H22 年度に市へ寄付
・ 野原 (1,981 ㎡)	代替用地として現状維持 (現在, 市へ無償貸付け)
・ 白羽二丁目 (272 ㎡)	H22 年度公募により売却
・ 佐貫四丁目 (266 ㎡)	H23 年度賃貸借契約満了のため貸付け先へ売却
・ 羽原町中央 (7,304 ㎡)	貸付け先へ売渡協議中
利用している土地	
・ 上町 (1,894 ㎡) (1,007 ㎡)	現状維持 (現在, 市へ有償貸付け)
・ その他駐車場として利用している土地6カ所	現状維持

【施設の開館時間等の見直し】

文化会館	H21 年度より開館時間を 21 時から 22 時まで延長
歴史民俗資料館	H21 年度より企画展開催期間中の金曜日に開館時間を 17 時から 19 時まで延長したが, 効果が見られず H23 年度は中止
湯ったり館	H20 年度より開館時間の 30 分前からの電話対応を開始し, 最終入館受付を 20 時 30 分から 21 時 30 分へ変更

【施設の有効活用】

文化会館大ホール リハーサル室	グランドピアノ有料貸出し, スタジオ貸出しを実施。
文化会館の貸出し施設以外の 場所	ホワイエ, 中庭等において「癒しのコンサート」「野点&お琴のコンサート」「盆踊り大会」「物産会の即売会」等を実施
豊作村ふれあい広場	芝生管理を適正に行い, グランドゴルフの練習会場として利用

**【小中学生への学習の場としての提供】**

歴史民俗資料館において、小学校に広報活動を行い「昔の道具と暮らし」のカリキュラムに合わせての見学を促した。また、学校側と事前に打ち合わせを行い、学校側の求める資料、情報に対して文献や実物資料を提供した。

【農地保有合理化事業】

市内農家へのパンフレット送付、関係機関へのパンフレット配置、市広報誌への掲載、集落座談会での説明等の充実を図り、新規で25.5ha（60件）、更新で33.7ha（68件）の実績を上げた。また、受託組合と協議を重ね、賃貸金額から100万円を控除した額の1%を事務手数料として設定した。

【龍ヶ崎市農産物のブランド化の推進】

地元消費を拡大する「地産地消の推進」、また地元特産・農産物のPRや消費者とのふれあいを楽しむ「地域の諸産業と消費者の交流」の機会を創設・推進し、地域内に多くの消費者を持つ特性を活かした地元特産物の直売の取り組みとして「たつのごマルシェ」を企画し、さんさん館敷地内で月1回実施している。

【農業ヘルパー制度の推進】

市農政課・JAと協力し、市民のヘルパー登録37人、農業者の雇用登録13人の登録実績。7人の農業者が8人の市民ヘルパーを雇い入れた。

【遊休農地の解消】

担い手の高齢化に対応するため、規程を改正し、農地保有合理化事業における農用地貸付け相手の年齢制限を廃止した。併せて、担い手への転貸に積極的に取り組み、遊休農地の解消、優良農地の保全、不在地主の対策を行った。

【案内看板の外国語表記】

国際化に対応するため、湯ったり館内案内看板について、外国語表記を進めている。

【その他】

JR佐貫駅前の「観光物産センター」の管理を市より受託し、龍ヶ崎市の各種情報の発信と共に、当財団の事業についてもPRを行っている。

2. 組織、人事、給与等に関すること

【組織の見直し】

3団体の法人合併を行い、事務局においてはグループ制を採用し、合併によるスケールメリットを活かし事務の効率化が図られ、役員等においては理事、監事、評議員の総数が76名から33名となり大幅に減少した。また、公益法人制度改革に伴い、公益法人としての信頼性の公的な証としての公益認定獲得に向けて、機関決定や公益的な新事業を展開し、併せて公益財団移行後の定款及び役員構成等を決定し平成24年8月31日に認定の申請を行った。

【人事評価制度の導入】

龍ヶ崎公益法人連絡協議会において研修会を実施している。また、人事評価マニュアルを作成し、月間スケジュール及び係長以上のチャレンジシートによる目標による管理を導入することで、仕事の具体的な進め方、また仕事の質を高めた。人事評価制度については、平成24年10月1日から試行を開始した。

【職員研修の充実】

職員のための接遇研修を実施し、各施設において接客等の質を高めた。

【給与の見直し】

職員給料5%減を実施した。

3. 経営に関すること

【ホームページの充実】

法人合併に伴い、ホームページのリニューアルを行った。これにより、各施設を含めた情報提供及び情報開示を充実させた。また、ホームページの新着情報に加え、財団としてツイッター、フェイスブック登録をし、イベント情報等を含め、タイムリーな情報提供を行っている。

【資産の見直し】

保有する全ての土地について、減損会計の適用を含め時価評価を行い、適正な評価額を資産計上した。

【施設利用者の確保】

文化会館では、文化協会等の市民団体と協働した事業として、従来の「市民文化芸術フェスティバル」や「文化の祭典」に加え「バンドやろうよ講習会」、「癒しのコンサート」、「盆踊り大会」などを実施し充実を図った。

歴史民俗資料館では、体験学習の一部をボランティアと協働で実施した。

湯ったり館では、阿見アウトレットへ向かう途中に、電柱広告を設置し阿見アウトレット、



牛久大仏、牛久シャトー等からの帰宅者を誘導し、新たな利用者を獲得した。また、スタンブラリー等茨城県の施設紹介に関する雑誌には積極的に掲載し、PRに努めている。

豊作村交流ゾーンでは、冬期期間の運動広場の貸出しを実施し好評を得ている。また、新たに「囲碁・将棋教室」、「寄せ植え教室」、「折り紙教室」、「押し花教室」、「少年サッカー大会」を定期的を開催し好評を得ている。

豊作村農業ゾーンでは、これまで生産販売していた花野菜苗について、より計画的に生産し適時に提供販売することで、品質の向上を図った。

財団が管理運営する駐車場施設では、新規の一時利用者獲得のためのサービス向上及びリピーターの確保のためポイントカードを導入した。